

化学工学会 資格制度の変更に関する重要なお知らせ

化学工学会が実施している化学技術者の資格制度に関しまして、以下の通り、「化学工学技士」及び「上席化学工学技士」の制度変更を行います。

化学工学技士に関する変更

「化学工学技士」資格認定試験は、2025 年度より、以下の変更があります。

- ・受験要件に、『「化学工学技士（基礎）」資格を保有していること』が追加されます。
- ・（旧）第一部試験（「化学工学技士（基礎）」相当）がなくなります。（旧）第二部試験の試験項目のみで審査します。
- ・試験時期が変更になります。

上記変更に伴い、2025 年度は以下の措置を行います。

- ・現時点で「化学工学技士（基礎）」資格をお持ちでない方でも、「化学工学技士（基礎）」資格認定試験と「化学工学技士」資格認定試験を両方受験することが可能です。
- ・2025 年度に「化学工学技士」資格認定試験に合格点を取得したが、「化学工学技士（基礎）」資格認定試験が不合格の場合、2025 年度の「化学工学技士」資格は不合格となります。ただし 2026 年度に「化学工学技士（基礎）」資格認定試験を再度受験いただき合格した場合、2026 年度の「化学工学技士」資格認定試験を受験せずとも「化学工学技士（基礎）」と「化学工学技士」の資格を授与します。
- ・上記の措置は 2025 年度に限定します。また、2026 年度の対応につきましては、いかなる事由（病気、海外赴任等）が生じても特例期間の延長は致しません。

上席化学工学技士に関する変更

「上席化学工学技士」資格認定試験は、2025 年度より、以下の変更があります。

- ・新しい受験要件に、『「化学工学技士」資格を保有していること』が追加されます。また、それに伴い、必要な実務経験年数が 10 年以上に変更となります。
- ・一次および二次審査の内容が変更になります。

一次審査では、従来は「業務履歴証明書」の提出のみでしたが、2025 年度からは「業務履歴証明書」に加え、従来二次審査で提出頂いた「業務経験論文」も提出頂きます。

二次審査では、従来は「業務経験論文」と「課題論文」を約 1 か月の期間で執筆、提出頂いておりましたが、「課題論文」のみを会場における筆記試験で行います。

三次審査では、従来通り面接審査を行います。

- ・試験時期が変更になります。

お問い合わせ

公益社団法人化学工学会 人材育成センター

資格制度委員会事務局「資格制度」係

〒112-0006 東京都文京区小日向 4-2-8 大樹生命文京小日向ビル 4F

E-mail: qualification “アットマーク” [scej.org](mailto:qualification@scej.org)

TEL:03-6801-5563 (代)